No. 16 2015年1月号 1月7日発刊

Guidepost



平成 27 年度 税制改正大綱 解説特別号

※ はじめに

明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今月号の昨年 12 月 30 日に発表された「平成 27 年度税制改正大綱」を取上げます。項目が多岐に渡りますので、別冊特別号として、改正の重要な項目をピックアップして解説していきます。

また、改正項目を要約した図を添付しておりますので、改正内容のイメージをまずは掴んで頂ければと思います。

※ ワンポイント解説

平成 27 年度税制改正の主な内容

法人税率の引下げ、住宅取得資金の非課税贈与 枠の拡大、新たに創設された結婚・子育て資金の 一括贈与の非課税制度など多岐に渡ります。 詳細は別添冊子をご参照ください。

※ 最後に

- 1. お問い合わせについて
- 2. スタッフコラム

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状 況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発 信していきたいと思いますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番 13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフコラム ☆

例年 12 月中旬に発表される税制改正大綱ですが、昨年は衆院選の影響もあり 12 月 30 日に発表されました。 12月31日の日経新聞では大々的に取上げられ解説も掲載されており、年末なのに編集部の人は大変だなぁ~と 思いながら熟読していました。

最近の税制改正は非常に複雑です。新制度が次々創設される点はもちろんのこと、昨年改正された項目が再 度改正されるなど毎年知識を更新していかないとすぐに陳腐化していきます。これからも皆様の力になれるよ うに日々知識の研鑽に努めていきます!! (武原・中前)





1. 税制改正項目の分類図(要約版)

税制改正項目のうち大きな項目を下記に記載しております。

負担 負担増

曽 H2

H27年から 適用開始

消費税増税を中心に各種減税装置を講じられています。また法人税率引下げに伴う税収確保のため一部増税が行われています。一部割愛している項目もございますので、イメージ付けとしてご覧ください。

※番号は別紙税制改正の主な内容に対応

所得税関係

②NISA非課税投資枠 の拡大 ジュニアNISAの創設

個所得税最高税率を 40%から45%に引上げ

法人税関係

⑤法人税率の引下げ

⑥繰越欠損金の 控除限度額の縮小

⑧所得拡大税制の要件 緩和(雇用関係) ⑦受取配当金にかかる 益金不算入制度の縮小

⑬消費税リバース チャージ方式の導入

⑩国外転出時の みなし譲渡所得課税 ①消費税10%増税 (平成29年4月)

③住宅取得資金の 非課税贈与枠の拡大 ⑤相続税増税 (基礎控除40%減及び 最高税率引上げ)

④結婚・子育て資金の一 括贈与にかかる贈与税 の非課税措置の創設 ⑤相続した土地を 譲渡した場合の 取得費加算縮減

相続税・その他

⑩ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設。 住民税の控除限度額 ⑨国民健康保険料の 上限額引上げ

①エコカー減税の 要件厳格化

生活関連

平成27年度(2015年)税制改正の主な内容

平成27年度税制改正項目について詳細に記載すると読みづらくなると思いますので、ここではイメージを持って頂くことに主眼を置いて、極力簡略に記載していきます。そのため記載文章だけでは詳細な判断がしづらい点もあるかと思いますがご容赦ください。

また今回の税制改正項目すべてを下記に記載している訳ではございません。重要性が高いと考えられるものを優先してピックアップしている関係上、一部割愛させて頂いております。

一方で、近年の税制改正項目は複雑になっているため、整理する意味合いも込めて、過去に発表されたものも一部盛り込んでおります。

各項目の取扱いについて詳細な情報が必要ございましたら別途お問合せをお願い致します。

目光		ページ数
1.	消費税増税	-2-
2.	NISA非課税投資枠の拡大及びジュニアNISAの創設	-2-
3.	住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の拡充	-2-
4.	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	-3-
5.	法人税率の引下げ	-3-
6.	繰越欠損金の控除限度額の縮小	-3-
7.	受取配当等の益金不算入制度の縮小	-3-
8.	所得拡大税制の要件緩和	-4-
9.	国民健康保険料の上限額引上げ	-4-
10.	ふるさと納税による住民税からの控除限度額の拡充及び利用促進	-4-
11.	エコカー減税の要件厳格化	-4-
12.	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設	-4-
13.	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(リバースチャージ方式)	-5-
14.	所得税最高税率の引上げ	-5-
15.	相続税増税及び相続した土地を譲渡した場合の取得費加算の縮小	-5-
16.	検討事項	-5-
	(1)医療機関の消費税負担について	-5-
	(2)中小企業の課税制度について	-5-

1. 消費税増税

負担増

(1)内容

平成29年4月1日以降の取引について、消費税率を8%から10%に引上げる。

(2)補足

前回の改正で記載があった景気判断条項はなく、確実に実施すると明記されています。また増税に伴う景気の冷え込み・個人負担の増加を緩和するため、各種減税措置等が講じられております。

なお、生活必需品等に対する軽減税率の導入については、平成29年度からの導入を目指して検討を進めることとなっております。

2. NISA非課税投資枠の拡大及びジュニアNISAの創設

負担減

- (1)内容(平成28年以降)
 - ①非課税投資枠について現在100万円の上限を120万円に引上げる。
 - ②ジュニアNISAの創設。非課税投資枠は毎年80万円を上限とする。

(2)補足

昨年から導入されたNISAは20歳以上の方が対象の制度となっておりました。より裾野を広げるべく、20歳未満の未成年を対象にしたものがジュニアNISAであり、基本的な制度設計は従前のNISAと同様となっております。

利用にあたっての留意事項を数点挙げておきます。

- ①対象者は20歳未満の未成年者が対象です。
- ②両親・祖父母が子や孫のために専用口座を開いて投資します。
- ③投資額は両親・祖父母からの贈与(年間110万円まで贈与税は非課税ですが、他に現金贈与等をされている方は合算して計算しますので注意が必要)となります。
- ④18 歳まで原則引出すことができません。ただし、過去の利益に課税を受けたうえで引出 すことは可能です。

3. 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の拡充

負担減

(1)内容

消費税8%増税後の住宅市場の冷え込み及び平成29年4月に予定されている消費税10% 増税時の駆け込み需要による反動を緩和するため、以下のように非課税枠が拡充する。

①消費税 10%で購入した場合

取得等にかかる契約の締結期間	良質な住宅(省エネ等)	左記以外の一般住宅
平成 28 年 10 月~平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月~平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

②消費税 8%で購入した場合

取得等にかかる契約の締結期間	良質な住宅(省エネ等)	左記以外の一般住宅
平成 26 年時点の現行制度	1,000 万円	500 万円
平成 27 年 1 月~平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月~平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月~平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

負担減

(1)内容

20 歳以上 50 歳未満の子や孫(以下、受贈者という。)に対して、両親・祖父母が結婚・子育て資金として信託等をした場合には、1.000 万円までは贈与税を課さない。

なお、結婚・子育て資金として以下のようなものが例示として挙げられています。

- ①結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの。
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの。

(2)補足

基本的なシステムは平成25年4月に導入された教育資金の一括贈与と似ていますが、両親・祖父母が死亡した場合の贈与税の取扱い等の出口の部分で若干異なる点もございます(ここでは割愛させて頂きます)。

利用にあたっての留意事項を数点挙げておきます。

- ①両親・祖父母が金銭等を支出し、金融機関に信託等をする必要があります。
- ②1,000 万円のうち、結婚に際して支出する費用は300 万円を限度となります。
- ③受贈者が一旦支払い、後日領収証を金融機関に提示することにより金銭を引出せます。
- ④受贈者が50歳に達した時に、残っている金額に対して贈与税が課されます。

5. 法人税率の引下げ

負担減

(1)内容

平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から税率を 25.5%→23.9%(▲1.6%)に引下げる。 また、大法人向けの法人事業税所得割の標準税率を引下げることにより、大法人の国・地方 を通じた法人実効税率は現行 34.62%、平成 27 年度 32.11%(▲2.51%)、平成 28 年度 31.33%(▲3.29%)となる。今後、引続き改革を継続し 20%台まで引下げることを目指す。 (2)補足

今後税率が下がることが見込まれますので、課税を繰延べる方策(保険等)をされている法人については、効果が高まることが期待されます。

6. 繰越欠損金の控除限度額の縮小

負担増

(1)内容(大法人が対象)

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、控除限度額を所得の65%(現行80%)とする。

また、平成29年4月1日以後開始事業年度については、控除限度額を所得の50%とする。 (2)補足

上記改正は大法人が対象となるため、基本的に中小法人については現行制度のままです。

7. 受取配当等の益金不算入制度の縮小

負担増

(1)内容

- ①100%益金不算入の対象であった関係法人株式等について、保有割合 25%以上とされていたが、関連法人株式等と名称を改め、保有割合についても 1/3 超とする。
- ②完全子法人株式等・関係法人株式等以外の株式等については50%益金不算入の対象であったが、株式等の保有割合が5%以下の株式については20%益金不算入とする。

(2)補足

上記以外に投資信託に係るものも益金不算入割合が縮小しております。

8. 所得拡大税制の要件緩和

負担減

(1)内容

平成28年4月1日以後開始事業年度について、雇用者給与等支給増加要件を基準年度から3%以上の増加(現行5%以上)に要件を緩和する。

なお、大法人については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、4%以上の増加(現行5%以上)に要件を緩和する。

(2)補足

基 準 年 度:平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前 の事業年度をいいます。3月決算法人であれば平成24年4月1日~平成25 年3月31日事業年度です。

雇用者給与:イメージとしては従業員に対する給与です。役員や親族の給与は除きます。

9. 国民健康保険料の上限額引上げ

負担増

(1)内容

平成27年度から国民健康保険料の上限額を81万円→85万円に引上げる。

10. ふるさと納税による住民税からの控除限度額の拡充及び利用促進

負担減

- (1)内容(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税)
- ①ふるさと納税による住民税からの控除限度額を現行の1割から2割に引上げる。
 - ②現行制度では確定申告が必要であったが、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。
- (2)補足
 - ①人気があるふるさと納税ですが、所得金額に応じて限度額がございました。今回限度額が2 倍に拡充され、より利用しやすい制度に改正されております。
 - ②上記に加え、より利用しやすい制度にするために5団体までの都道府県・市町村にふるさと 納税を行った場合には確定申告が不要となります。

11. エコカー減税の要件厳格化

負担増

(1)内容

現行制度の基準を厳格化したうえで適用期限を2年間延長する。

12. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

負担増

(1)内容

国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう)をする居住者が一定の要件を満たす有価証券等を有する場合には、国外転出時に譲渡したものとみなして課税する。

- (2)補足
 - ①出国の日(一定の場合は出国予定日の3ヶ月前)において、有価証券等を1億円以上保有している者が対象となります。なお、納税猶予制度や出国時の有価証券等を継続保有している状態で5年以内に帰国した場合の課税取消制度など一定の配慮はされております。有価証券等を1億円以上保有という要件があることから、一般的にはあまり該当しないと思われますが、前回の所得税確定申告時から導入された国外財産調書制度など、課税庁の国際課税強化の方針が感じられます。
 - ②上記(1)と同様に、贈与・相続により非居住者に有価証券等が移転した場合においても、譲渡したものとみなして課税する制度が改正で導入されます。

負担増

13. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(リバースチャージ方式の導入)

(1)内容(平成 27 年 10 月 1 日以後の取引)

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信 役務の提供」と位置付け、国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、一定のものについて課税方式を見直す。

(2)補足

消費税は通常売上代金を受領する側が消費税を預かり、代わりに納税する制度です。今回 導入されるリバースチャージ方式とは、代金を支払う側が国外事業者の代わりに納税する制度 です。

14. 所得税最高税率の引上げ(平成 25 年度税制改正項目)

負担増

(1)内容

平成 27 年より所得税最高税率が現行の 40%から 45% (所得 4,000 万円超の方が対象) に 引上げる。

15. 相続税増税及び相続した土地を譲渡した場合の取得費加算の縮小

負担増

- (1)内容(平成27年1月1日以後に開始する相続から)
 - ①相続税について基礎控除額が「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数」から「3,000 万円+600 万円×法定相続人の数」となり 60%に縮小。また最高税率は 50%から 55%に引上 げる
 - ②相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする。

(2)補足

土地を譲渡した場合は『売却対価△取得費=もうけ』に対して譲渡所得税が課されます。 相続した土地を譲渡したケースでは、『支払った相続税のうち土地に対応する部分』につい ては取得対価に含めて計算することができます。

現行法では相続により複数土地 AB を相続し、その後 A 土地のみを売却したケースでも AB 全ての土地に対応する相続税相当額を取得費に加算することができました。改正により売却した土地に対応する相続税相当額のみが取得費の加算対象となります。

検討事項

(1)医療機関の消費税負担について

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。

税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

(2)中小企業の課税制度について

全法人の99%を占める中小法人(資本金1億円以下)については、軽減税率や各種の政策税制(例えば、中小企業投資促進税制)が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において、大

法人と異なる扱いが認められている。

中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引続き、幅広い観点から検討を行う。

以上